

議案第 101号

西脇市税外収入徴収条例等の一部を改正する条例の制定  
について

西脇市税外収入徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市税外収入徴収条例等の一部を改正する条例

(西脇市税外収入徴収条例の一部改正)

第1条 西脇市税外収入徴収条例（平成17年西脇市条例第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例) 第4条 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u></p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例) 第4条 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 (新設)</p>

(西脇市重度心身障害者介護手当支給条例の一部改正)

第2条 西脇市重度心身障害者介護手当支給条例（平成17年西脇市条例第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給要件) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、障害者及び障害者と同一の世帯に属する者のいずれかが、支給対象月となるべき月の属する年度（当該月が4月から7月までである場合にあつては、当該月の属する年度の前年度）において地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を賦課される者であるときは、当該月は支給対象月としない。</p>	<p>(支給要件) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、障害者及び障害者と同一の世帯に属する者のいずれかが、支給対象月となるべき月の属する年度（当該月が4月から7月までである場合にあつては、当該月の属する年度の前年度）において地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を賦課される者であるとき（同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をし</p>

ていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなるとき及び同法第 292条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなることを除く。）は、当該月は支給対象月としない。

（西脇市介護保険条例の一部改正）

第 3 条 西脇市介護保険条例（平成17年西脇市条例第 108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～6 (略) (延滞金の割合の特例) 7 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年 7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>8 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0.1パーセント未満の割合であるときは、年 0.1パーセントの割合とする。</p> <p>9～13 (略) 14 附則第12項の規定により保険料の減額又は免除を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>附 則 1～6 (略) (延滞金の割合の特例) 7 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年 7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とする。 (新設)</p> <p>8～12 (略) 13 附則第11項の規定により保険料の減額又は免除を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。</p>

（西脇市福祉医療費助成条例の一部改正）

第 4 条 西脇市福祉医療費助成条例（平成17年西脇市条例第 109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(19) (略)</p> <p>附 則 1～9 (略) (市町村民税の額の算定の特例)</p> <p>10 第3条第2号から第4号までに規定する所得割の額を算定する場合は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略) (削る)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者<u>並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合（以下「寡婦とみなされる場合」という。）に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合（以下「寡夫とみなされる場合」という。）に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>附 則 1～9 (略) (市町村民税の額の算定の特例)</p> <p>10 第3条第2号から第4号までに規定する所得割の額を算定する場合は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 所得の確認を必要とする者が寡婦とみなされる場合に地方税法第292条第1項第11号イに該当する所得割の納税義務者又は寡夫とみなされる場合に同項第12号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第</u></p>

1項第8号に規定する額（当該者が寡婦とみなされる場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとし、寡婦とみなされる場合又は寡夫とみなされる場合に所得割非課税者となるときは、所得割額を零として算定するものとする。

（西脇市営住宅条例の一部改正）

第5条 西脇市営住宅条例（平成17年西脇市条例第133号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（入居者の選考等）            第11条（略）            2～4（略）            5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養しているひとり親、引揚者、炭坑離職者、高齢者、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに普通市営住宅に入居することを必要としているものについては、前3項の規定にかかわらず、市長が割当をした普通市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。            6（略）</p>	<p>（入居者の選考等）            第11条（略）            2～4（略）            5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦（寡夫）、引揚者、炭坑離職者、高齢者、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに普通市営住宅に入居することを必要としているものについては、前3項の規定にかかわらず、市長が割当をした普通市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。            6（略）</p>

（西脇市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正）

第6条 西脇市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例（平成17年西脇市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則            1～4（略）            （延滞金の割合の特例）            5 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年</p>	<p>附 則            1～4（略）            （延滞金の割合の特例）            5 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割</p>

<p>7. 25パーセントの割合) とする。</p> <p><u>6 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0.1パーセント未満の割合であるときは、年 0.1パーセントの割合とする。</u></p>	<p>合が年7. 25パーセントの割合を超える場合には、年7. 25パーセントの割合) とする。 (新設)</p>
---	---

(西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第 7 条 西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例（平成17年西脇市条例第 145号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～4 (略) (延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第10条第 1 項に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年 7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年 7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14. 6パーセントの割合にあってはその年における<u>延滞金特例基準割合に年 7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3パーセントの割合）とする。</u></p> <p><u>6 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0.1パーセント未満の割合であるときは、年 0.1パーセントの割合とする。</u></p>	<p>附 則 1～4 (略) (延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第10条第 1 項に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年 7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年 7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14. 6パーセントの割合にあっては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合に年 7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3パーセントの割合）とする。</u> (新設)</p>

(西脇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 8 条 西脇市後期高齢者医療に関する条例（平成20年西脇市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第 3 条 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年 7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基</u></p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第 3 条 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年 7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u></p>

<p>準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</p>	<p>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>（新設）</p>
--	--

（西脇市障害児学童保育室条例の一部改正）

第9条 西脇市障害児学童保育室条例（平成24年西脇市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減額又は免除する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割を除き、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法に規定する市町村民税の所得割の標準税率（6パーセント）を適用し、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。）をいう。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(削る)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減額又は免除する額	(略)		備考 「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割を除き、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法に規定する市町村民税の所得割の標準税率（6パーセント）を適用し、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。）をいう。		(削る)		<p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減額又は免除する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割を除き、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法に規定する市町村民税の所得割の標準税率（6パーセント）を適用し、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。）をいう。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する者であることその他の市長が定める要件に該当する場合は、当該保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなしてこの表の規定を適用する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減額又は免除する額	(略)		備考		1 「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割を除き、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法に規定する市町村民税の所得割の標準税率（6パーセント）を適用し、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。）をいう。		2 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する者であることその他の市長が定める要件に該当する場合は、当該保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなしてこの表の規定を適用する。	
区分	減額又は免除する額																		
(略)																			
備考 「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割を除き、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法に規定する市町村民税の所得割の標準税率（6パーセント）を適用し、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。）をいう。																			
(削る)																			
区分	減額又は免除する額																		
(略)																			
備考																			
1 「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割を除き、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法に規定する市町村民税の所得割の標準税率（6パーセント）を適用し、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。）をいう。																			
2 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する者であることその他の市長が定める要件に該当する場合は、当該保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなしてこの表の規定を適用する。																			

（西脇市放課後児童クラブ条例の一部改正）

第10条 西脇市放課後児童クラブ条例（平成27年西脇市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第3（第9条関係）		別表第3（第9条関係）	
区分	減額又は免除する額	区分	減額又は免除する額
(略)		(略)	
<p>備考 「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割を除き、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法に規定する市町村民税の所得割の標準税率（6パーセント）を適用し、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。）をいう。</p> <p>(削る)</p>		<p>備考</p> <p>1 「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割を除き、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法に規定する市町村民税の所得割の標準税率（6パーセント）を適用し、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。）をいう。</p> <p>2 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する者であることその他の市長が定める要件に該当する場合は、当該保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなしてこの表の規定を適用する。</p>	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の西脇市税外収入徴収条例附則第4条、第3条の規定による改正後の西脇市介護保険条例附則第7項及び第8項、第6条の規定による改正後の西脇市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例附則第5項及び第6項、第7条の規定による改正後の西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例附則第5項及び第6項並びに第8条の規定による改正後の西脇市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の西脇市重度心身障害者介護手当支給条例の規定は、令和3年8月以後を支給対象月とする場合に適用し、同月前を支給対象月とする場合については、なお従前の例による。
- 第4条の規定による改正後の西脇市福祉医療費助成条例の規定は、令和3年7月1日以後の市町村民税の額の算定について適用し、同日前の市町村民税の額の算定については、なお従前の例による。
- 第9条の規定による改正後の西脇市障害児学童保育室条例の規定及び第10条の規定による改正後の西脇市放課後児童クラブ条例の規定は、令和3年度分の保育料の減免から適用し、令和2年度分の減免については、なお従前の例による。